

平成29年度

京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

1 平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
- (3) 入学者選抜の種類と学力検査
- (4) 出願の要領（全日制・定時制共通）
- (5) 前期選抜（全日制・定時制共通）
- (6) 特別入学者選抜
- (7) 中期選抜（全日制・定時制共通）
- (8) 後期選抜（全日制・定時制共通）
- (9) 通信制
- (10) 合格者発表後の処理
- (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）
- (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校教育課において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）上に掲示する。

3 縦覧期間

平成28年 8 月30日から平成29年 3 月31日まで

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

平成28年 8月30日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成29年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成29年度における京都府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。

- (1) 平成29年3月31日までに中学校若しくはこれに準じる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）をする見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（平成29年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成29年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 全日制の課程（以下「全日制」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）又は京都市教育長（以下「市教育長」という。）が定める者をいう。志願者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が京都府の区域内（以下「府内」という。）にある者
 - イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で、12(4)（45ページ）により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの
- (5) 定時制の課程（以下「定時制」という。）及び通信制の課程（以下「通信制」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者
 - イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を、入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で高等学校長がやむを得ない事情があると認めたもの

2 高等学校入学者の募集及び通学区域

- (1) 別表1（46ページ）に掲げる高等学校において高等学校第1学年の生徒を募集する。

なお、京都府立高等学校に設置される学科等は、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。また、京都市立高等学校に設置される学科は、京都市立高等学校の管理運営に関する規則（平成20年京都市教育委員会規則第9号）に規定するところによる。

- (2) 高等学校第1学年生徒募集定員は、別に公示する。
- (3) 入学者の募集は、この要項により高等学校長が行う。
- (4) 通学区域は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」という。）（83ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）（93ページ）の定めるところによる。

3 入学者選抜の種類と学力検査

- (1) 入学者選抜として前期選抜及び中期選抜を実施する。なお、中期選抜を実施した後、相当の欠員が生じている場合には後期選抜を実施することがある。
また、特別入学者選抜として、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、成人特別入学者選抜、長期欠席者特別入学者選抜及び京都府立清明高等学校特別入学者選抜を実施する。
- (2) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者に対し、高等学校において、実施するものとする。

4 出願の要領（全日制・定時制共通）

(1) 入学願書等の提出先

入学願書等提出書類は、府通学区域規則及び市通学区域規則等により定められた就学できる高等学校の中から、志願する高等学校（7（37ページ）に規定する中期選抜における全日制においては第1志望第1順位、中期選抜における定時制及び8（41ページ）に規定する後期選抜においては第1志望の高等学校をいう。）の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出する。

(2) 志願者の手続

ア 志願者は、5（25ページ）に規定する前期選抜、6（28ページ）に規定する特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、入学願書、学力検査受検願又は付票、受検票及び写真票等の様式に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、在学又は出身の中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校長に提出すること。

イ 志願者は、学力検査又は入学考査の手数料（全日制2,200円、定時制900円）を次の(ア)又は(イ)のいずれかにより納入し、その証紙又は領収書を学力検査受検願又は付票の所定欄に貼り付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、定額小為替を過不足なく同封するものとする。

(ア) 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙により納入する。

(イ) 京都市立高等学校において受検する者は、現金により納入する。

ウ 1(3)オ（22ページ）の該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式D（63ページ））を平成29年1月24日（火）までに志願先高等学校長に提出して認定を受けること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）までに手続を完了すること。

エ 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を経由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成29年1月24日（火）までに志願先高等学校長に提出し、その指示を受けること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）までに手続を完了すること。

オ 出願にあたって、12（44ページ）に規定する府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行う必要がある者は、平成29年1月10日（火）から1月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に手続を完了すること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成29年1月10日（火）から1月13日（金）までの間に手続を完了すること。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、前期選抜、特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確認の上、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、各選抜の願書受付日に、志願先高等学校長に提出すること。なお、義務教育学校においては、書類の作成にあたり後期課程に読み替えて記入すること。

また、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、電話で志願先高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡の上、学力検査受検票等の返信用として、返送を希望するあて先を記入し書留速達送付分の切手を貼った封筒を同封し、書留速達により提出すること。返信用封筒については、日本工業規格に定める角形2号の封筒を使用すること。

イ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

ウ 中学校長は、出願を予定する外国人生徒等のうち平成26年2月1日以降に来日し外国での在学期間が継続して1年以上の者で、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合（6(1)及び(2)（28ページ及び31ページ）に規定する選抜を除く。）においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

(4) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、入学願書又は学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

イ 高等学校長は、(3)イ又はウに基づき申出があった場合は、所管する教育委員会と協議すること。

(5) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記入は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。


イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。

(エ) ※欄は、志願者、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消すること。

ウ 入学願書について

(ア) 各選抜において志願できる高等学校の中から志望する高等学校名、課程名、学科名等を記入すること（分校への入学を志望する者は、「志望」欄の「学校名」欄に分校名まで記入すること。）。

(イ) 願書受付後における志望の変更は認められない。

(ウ) 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ」と記入すること。

エ 報告書（様式Cの1）について

(ア) 指導要録に基づいて、作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、次の要領によって記入すること。

a 前期選抜又は特別入学者選抜 平成28年12月31日現在の記録を記入すること。

b 中期選抜又は後期選抜 平成29年2月10日現在の記録を記入すること。

(イ) 「前期・中期・後期・特別」欄の、該当する選抜を○で囲むこと。

(ウ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを○で囲むこと。

(エ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

- a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知（平成22年5月11日付け22文科初第1号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- なお、平成24年3月以前の過年度卒業者については、文部科学省初等中等教育局長通知（平成13年4月27日付け13文科初第193号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」による5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定点を使用すること。
- なお、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、次の(a)及び(b)の評定点を併せて記入すること。
- (a) 「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。
- (b) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒の発達状況を踏まえ各中学校において定める目標等に照らして、その実現状況を5段階の評定点により、（ ）書きで記入すること。
- c 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入すること。
- (d) 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入を要しない。
- (e) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成23年3月以前の卒業者については、「出欠の記録」欄の記入を要しない。

5 前期選抜（全日制・定時制共通）

- (1) 出願資格
1（22ページ）に該当する者
- (2) 実施高等学校
別表2（48ページ）に掲げる高等学校において実施する。
- (3) 募集人員
別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員に別表2（48ページ）に掲げる割合を乗じて得た人数とする。
- (4) 出願の要領
ア 入学願書等の提出先
4（1）（23ページ）によること。出願は、1高等学校の1学科、系統等に限る。
なお、前期選抜を志願する者は、特別入学者選抜を志願することはできない。
- イ 願書受付日
(ア) 普通科、専門学科（音楽科を除く。）及び総合学科
平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで
2月6日（月） //
- 府内の中学校については、平成29年2月2日（木）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。
- やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30

日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(イ) 音楽科のみ

平成29年1月25日（水）午前9時から午後4時まで

1月26日（木） //

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月20日（金）から1月23日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

書類名	提出部数	作成者
前期選抜入学願書（様式前－1）、写真票（様式前－1の2）	1通	志願者
前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）	1通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長
活動実績報告書（様式前活－1）	1通	中学校長
活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）	1通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

備考1 12（44ページ）に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを前期選抜入学願書（様式前－1）に添付すること。

2 活動実績報告書（様式前活－1）は、高等学校長が求める場合のみ提出すること。

3 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）は、普通科（スポーツ総合専攻）又はスポーツ健康科学科の志願者のみ提出すること。

4 1(3)オ（22ページ）の該当者は、4(2)ウ（23ページ）によること。

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

(ア) 前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）

a 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、選抜方式別、型別に各1部作成すること。

b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(イ) 活動実績報告書（様式前活－1）

高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項に基づき、記入すること。

a 「高等学校において取り組みたい活動」欄

志願者が高等学校において取り組みたい活動を記入すること。

b 「中学校在学中の部活動、その他の活動内容」欄

(a) 部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。

(b) その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。

c 「中学校在学中の顕著な活動実績」欄

(a) 箇条書きで記入すること。

(b) 部活動及びコンクール等については、大会名、時期（平成〇年〇月）、順位・記録等を詳しく記入すること。

(c) 検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（平成〇年〇月）等を記入すること。

(d) その他顕著な活動実績があれば記入すること。

(ウ) 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）

a 「高等学校で希望する専攻種目」欄には、高等学校長が別に示す専攻種目等から、高等学校入学後に取り組みたい種目を記入すること。

b 「所属運動部（種目）名」欄には、中学校在学中の部活動名を記入すること。

なお、学校外のチーム等に所属して活動している場合は、所属チーム名及び活動種目名を

記入すること。

- c 「ポジション、部内での役職等」欄には、短距離、アタッカー等又はキャプテン、副キャプテン等を記入すること。
- d 「大会区分」欄には、大会区分ごとに実績を記入すること。記入内容は大会名及び成績順位（記録）のみとし、個人・団体の別も明確に記入すること。
- e 「その他・所見」欄には、他の実績（国際親善試合への出場、選抜合宿への参加、武道の段位等）又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

エ 志願者の手続

4 (2) (23ページ) によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4 (3) (24ページ) により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30日（月）まで（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成29年1月20日（金）から1月23日（月）まで）の消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、前期選抜入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、報告書、学力検査、面接、作文又は小論文、活動実績報告書及び実技検査（以下「前期選抜学力検査等」という。）の中から検査項目、並びに、それらの配点及び内容を定める。

(イ) 学力検査問題の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づくものとする。

(ウ) 実施期日等

前期選抜学力検査等は、平成29年2月16日（木）から2月17日（金）までの間（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成29年2月4日（土）及び2月5日（日））に志願先高等学校において実施する。

なお、実施期日、集合時間、時間割、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(エ) 受検に関する注意事項

a 志願先高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けること。

b 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示する。

なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。

また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止する。

c 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられない。

ただし、この場合、受検した検査については、有効として処理する。

なお、追検査を実施する学科等における取扱いは、(オ) bによる。

d 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

なお、この場合、受検したすべての検査を無効として処理する。

e このほか、学力検査についての必要な事項は、別に定める。

(オ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

別表3（52ページ）に規定する学科等において、次のとおり取り扱う。

a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者は、追検査（平成29年2月20日（月）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式F（65ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、追検査（平成29年2月20日（月）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 高等学校長は、検査項目として定めた、報告書、学力検査の成績、面接の結果、作文又は小論文の結果、活動実績報告書、実技検査の成績を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定は、報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定の合計とする。

(イ) 高等学校長は、前期選抜を別表2（48ページ）に定める複数の選抜方式・型により実施する場合で、いずれかの方式・型で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式・型の募集人員に加えて合格者を決定することができる。

なお、この方法によらない場合は欠員分を中期選抜において募集することとする。

ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があつて、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

エ 前期選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

オ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日（水）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

(7) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示

11（43ページ）によること。

6 特別入学者選抜

(1) 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であつて、かつ、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

- (ア) 海外勤務者（日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等の勤務又は海外において研究・研修を行うことを目的として日本国を出国し、海外に在留していたもの又は現在なお在留しているもの）の子女であること。
- (イ) 外国において引き続き1年以上在留していたこと。
- (ウ) 平成26年2月1日以降に帰国したこと。

イ 実施高等学校及び募集人員

- (ア) 普通科

実施高等学校	課程	学科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

- (イ) 専門学科

実施高等学校	課程	学科	募集人員
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科	5名以内

ウ 出願の要領

- (ア) 出願は、1高等学校に限る。
なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。
- (イ) 願書受付日
平成29年2月3日(金) 午前9時から午後4時まで
2月6日(月) 〃
なお、郵送による出願は受け付けない。
また、2月6日(月)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月3日(金)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。
- (ウ) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
海外勤務者帰国子女特別入学願書(様式特別-Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式特別-Aの2)、写真票(様式特別-Aの3)	1通	志願者
特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)	1通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長
海外在住状況報告書(様式特別-Cの1)	1通	志願者
その他高等学校長が定める書類	※	※

備考1 外国の学校(日本人学校を含む。)を卒業(卒業見込みを含む。)した者について、報告書の作成が困難な場合、これに代えて当該校の校長の発行する成績証明書を提出してもよい。

2 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。
- (エ) 志願者の手続
志願者は、4(2)(23ページ)により、海外勤務者帰国子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び海外在住状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。
- (オ) 中学校長の手続
中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出

すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

(a) 普通科の高等学校

平成29年2月16日(木)		
時 間	検査教科等	
第1時限	9:20~10:10	国 語
第2時限	10:30~11:20	数 学
第3時限	11:40~12:20	英 語 (筆記)
	12:30~12:40	(リスニング)
第4時限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

(b) 専門学科の高等学校

平成29年2月16日(木)		
時 間	検査教科等	
第1時限	9:30~10:20	国 語
第2時限	10:40~11:30	英 語 (リスニングを含む)
第3時限	11:50~12:40	数 学
第4時限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5)ア(エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日(水)午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書(様式G(66ページ))を交付する。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11 (43ページ) によること。

(2) 中国帰国孤児子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引き続き中国に居住していた者(これらの者を両親として終戦後中国において出生した者を含む。)で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国したものの子女であること。

(イ) 帰国後小学校4学年以上の学年に入学した者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課程	学科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
	単位制による 定時制(夜間)	普通科	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内
京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	定時制(夜間)	普通科	5名以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1高等学校の1課程に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日(金) 午前9時から午後4時まで

2月6日(月) //

定時制(夜間)については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日(月)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月3日(金)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
中国帰国孤児子女特別入学願書(様式特別-Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式特別-Aの2)、写真票(様式特別-Aの3)	1通	志願者
特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)	1通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長
中国帰国孤児子女帰国状況報告書(様式特別-Cの2)	1通	志願者

備考 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について(様式特別-B)

a 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別に各1部作成すること。

b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2)(23ページ)により、中国帰国孤児子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び中国帰国孤児子女帰国状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成29年2月16日(木)		
時 間	検 査 教 科 等	
第 1 時 限	9 : 20～10 : 10	国 語
第 2 時 限	10 : 30～11 : 20	数 学
第 3 時 限	11 : 40～12 : 20	英 語 (筆記)
	12 : 30～12 : 40	(リスニング)
第 4 時 限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ロ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日(水)午後2時から午後4時まで(定時制(夜間)については午後4時から午後6時まで)の間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書(様式G(66ページ))を交付する。

(ハ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(ニ) 学力検査得点の開示

11 (43ページ) によること。

(3) 成人特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 平成29年4月1日現在満20歳以上であること。

(イ) 成人特別入学者選抜を希望する者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募 集 人 員
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制(夜間)	普通科	別に公示する各学科の募集定員に10パーセントを乗じて得た人数以内
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制(夜間)	普通科	
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制(夜間)	普通科 商業科	

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1高等学校の1学科に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願するこ

とはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日(金) 午後4時から午後7時まで
2月6日(月) //

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日(月)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月3日(金)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
成人特別入学願書(様式成-Aの1)、写真票(様式成-Aの2)	1通	志願者

備考 1(3)オ(22ページ)の該当者は、4(2)ウ(23ページ)によること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2)(23ページ)により、成人特別入学願書、受検票及び写真票に所要事項を記入の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、成人特別入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5)ア、イ及びウ(24ページ)によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 高等学校長は、志願者全員に対して面接と作文を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

(イ) 面接と作文は、平成29年2月16日(木)に志願先高等学校において実施する。

なお、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(ウ) 面接と作文の内容は、高等学校長が別に定める。

(エ) 高等学校長は、面接と作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

オ 合格者の発表

高等学校長は、入学考査を受けた者に対して、成人特別入学者選抜結果通知書(様式成-B(79ページ))を、平成29年2月22日(水)午後4時から午後6時までの間に願書提出先高等学校において交付するものとする。

なお、郵送による場合は、午後6時以降に発送を行う。

カ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(4) 長期欠席者特別入学者選抜

ア 出願資格

1(22ページ)に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 平成29年3月に中学校を卒業する見込みの者

(イ) 中学校在籍中、第1学年から第3学年のいずれかの学年で、年間30日以上欠席がある者

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立乙訓高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都府立城陽高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都市立西京高等学校	定時制（夜間）	普通科	10名程度

備考 全日制を志願する者で通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。12(3) (44ページ) 参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1 高等学校に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで

2月6日（月） //

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

また、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）提出先校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
長期欠席者特別入学願書（様式特別-Aの1）	1 通	志 願 者
学力検査受検願（様式特別-Aの2）、写真票（様式特別-Aの3）	1 通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別-B）	1 通	中学校長
報告書（様式Cの2）	1 通	中学校長

備考 12 (44ページ) に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別-B）

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4 (2) (23ページ) により、長期欠席者特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 在学中学校長の手続

在学中学校長は、4 (3) (24ページ) により、(ウ)の書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5)ア、イ及びウ (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成29年2月16日（木）		
時 間	検査教科等	
第 1 時 限	9：20～10：10	国 語
第 2 時 限	10：30～11：20	数 学
第 3 時 限	11：40～12：20	英 語 （筆記）
	12：30～12：40	（リスニング）
第 4 時 限	※	面接及び作文

※ 面接及び作文の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(27ページ)に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年2月22日（水）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11（43ページ）によること。

(5) 京都府立清明高等学校特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、高等学校長が別に示す求める生徒像を十分理解し、当該高等学校での学習等にに取り組む意志が明確であるもの

イ 実施学科等、選抜方式及び募集人員

課程	学科	選抜方式	検査項目	募集人員
単位制による定時制（昼間二部制）	普通科	A方式	学力検査（国語・数学・英語）、報告書、作文及び面接	別に公示する募集定員に40パーセントを乗じて得た人数
		B方式	作文及び面接	別に公示する募集定員に60パーセントを乗じて得た人数

ウ 出願の要領

(ア) 出願にあたっては、A方式又はB方式のいずれかの選抜方式を選択すること。なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付日

平成29年2月3日（金）午前9時から午後4時まで

2月6日（月） 〃

府内の中学校については、平成29年2月2日（木）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年1月27日（金）から1月30日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、2月6日（月）に願書を提出する場合は、事前に（可能な限り2月3日（金）までに）高等学校まで電話連絡を行うこと。

(ウ) 提出書類（A方式・B方式共通）

書 類 名	提出部数	作成者
京都府立清明高等学校特別入学願書（様式清-Aの1）、 写真票（様式清-Aの2）	1通	志 願 者
特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別-B） 報告書（様式Cの3）	1通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

※ 特別入学者選抜入学願書の提出について（様式特別-B）

- a 記載内容を確認の上、選抜方式別に各1部作成すること。
- b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

- a 志願者は、4(2)（23ページ）により、京都府立清明高等学校特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、その他高等学校長が定める書類とともに、中学校長を経由して高等学校長に提出すること。
- b 出願にあたって、高等学校長が別に定める「保護者届並びに住所及び勤務先等に関する確認書を必要とする者の事前手続について」に該当する者は、所定の手続を平成29年1月10日（火）から1月13日（金）までに行うこと。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)（24ページ）により、(ウ)の書類を願書受付日に高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、京都府立清明高等学校特別入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5)（24ページ）によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

- a 実施期日、教科及び時間割

A 方 式	平成29年2月16日（木）		
	時 間		検査教科等
	第 1 時 限	9：20～10：10	作 文
	第 2 時 限	10：30～11：30	国語・数学・英語
	平成29年2月17日（金）		
	時 間		検査項目
※		面 接	
B 方 式	平成29年2月16日（木）		
	時 間		検査項目
	第 1 時 限	9：20～10：10	作 文
	平成29年2月17日（金）		
	時 間		検査項目
	※		面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

- 備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。
- 2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。
- b 検査会場 京都府立清明高等学校
- c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。
- d 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(27ページ)に準じる。
- なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。
- (イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い
- a 欠席者について
- 検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願(様式F(65ページ))に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を經由して高等学校長に届け出た者は、**追検査(平成29年2月20日(月))**を受検することができる。
- b 検査会場からの途中退場者について
- やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**途中退場した日の当日午後4時までに**、追検査受検願(様式F(65ページ))に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を經由して高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って、**追検査(平成29年2月20日(月))**の受検を認めることがある。
- なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。
- c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を經由して高等学校長に申し出ること。
- (ウ) 選抜方法等
- a 高等学校長は、選抜方式ごとに合格者を決定する。
- (a) A方式については、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。
- (b) B方式については、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。
- b 高等学校長は、A方式又はB方式のいずれかの方式で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式の募集人員に加えて合格者を決定することができる。
- c 選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。
- (エ) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、教育委員会と協議して、合格者を決定するものとする。
- (オ) 合格者の発表
- 合格者の発表は、**平成29年2月22日(水)午後2時から午後4時までの間**、京都府立清明高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格通知書(様式G(66ページ))を交付する。
- (カ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。
- (キ) 学力検査(追検査を含む。)得点の開示
- 11(43ページ)によること。

7 中期選抜(全日制・定時制共通)

(1) 出願資格

1(22ページ)に該当する者であって、かつ、前期選抜又は特別入学者選抜に合格していないもの

(2) 実施高等学校等

別表1(46ページ)に掲げる高等学校において実施する。ただし、前期選抜において募集定員の

100パーセントを募集する学科等及び京都府立清明高等学校は除く。

(3) 募集人員

別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員から、前期選抜又は特別入学者選抜に合格した者を除く人数とする。

(4) 出願の要領

ア 出願は、4(1)(23ページ)によること。なお、全日制と定時制をまたがる志願はできない。

(ア) 全日制

第2志望まで志願できる。なお、第1志望については順位を付けて、異なる志願先を2校又は2学科、系統等まで志願できる。

(イ) 定時制

第2志望まで志願できる。

イ 願書受付日

(ア) 全日制及び定時制(昼間)

平成29年2月28日(火) 午前9時から午後4時まで

3月2日(木) 〃

(イ) 定時制(夜間)

平成29年2月28日(火) 午後1時30分から午後7時30分まで

3月2日(木) 〃

府内の中学校については、平成29年2月28日(火)に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年2月23日(木)から2月27日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、3月2日(木)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月28日(火)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

書類名	提出部数	作成者
入学願書(様式Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式Aの2)、写真票(様式Aの3)	1通	志願者
入学願書の提出について(様式B)※	1通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長

備考1 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

2 1(3)オ(22ページ)の該当者は、4(2)ウ(23ページ)によること。

※ 入学願書の提出について(様式B)

(ア) 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、系統等別に各1部作成すること。

(イ) 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(ウ) 第1志望第1順位で志願する課程名及び学科名等は、入学願書における「第1志望第1順位」欄の「学科名」欄と一致させること。

エ 志願者の手続

4(2)(23ページ)によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成29年2月23日(木)から2月27日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に

所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 入学願書について

a 「志望」欄は全日制を第1志望として志願する場合、志望先を第2順位まで記入できるものとする。

なお、第1志望第2順位がない場合、又は、定時制を第1志望とする場合は、「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

b 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがることはできない。

なお、第2志望がない場合は、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消すること。

c 全日制においては、第1志望第2順位を記入せずに、第2志望を記入することはできない。

d 全日制普通科を志望する場合、別表4(53ページ)により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

(イ) その他の事項については、4(5)(24ページ)によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 学力検査問題の出題範囲は、5(5)ア(イ)(27ページ)による。

(イ) 定時制において、高等学校長が必要とする場合は面接を実施することができるものとする。面接の内容は、高等学校長が定める。

なお、面接を実施する学校は別表5(54ページ)のとおりである。

(ウ) 実施期日、教科及び時間割

平成29年3月7日(火)		
時間		検査教科
第1時限	9:30~10:10	(検査1) 国語
第2時限	10:30~11:10	(検査2) 社会
第3時限	11:30~12:10	(検査3) 数学
第4時限	13:05~13:45	(検査4) 理科
第5時限	14:05~14:35	(検査5) 英語 (筆記)
	14:45~14:55	(リスニング)

備考1 面接を行う場合は、第5時限終了後に実施する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(エ) 検査会場 願書提出先高等学校

(オ) 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(27ページ)に準じる。受検票、弁当及び筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り)を忘れないこと。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(カ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

a 欠席者について

学力検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、**検査当日午後4時まで**に、追検査受検願(様式F(65ページ))に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者は、**追検査(平成29年3月9日(木))**を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**検査当日午後4時まで**に、追検査受検願(様式F(65ページ))に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となっ

た検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、**追検査（平成29年3月9日（木））**の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

- c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を經由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果（実施校のみ。以下同じ。）を資料として、次のa～eにより選抜を行い、合格者を決定するものとする。

- a 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。
- b 学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。
- c a及びbの値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。
- d cによって合格者とならなかった者の中から、a及びbの値の合計を高得点順に並べ、報告書の記載内容、学力検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。
- e 受検者数が募集人員を超えない場合は、dにより、合格者を決定する。

(イ) 別表6の1（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

- a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。
- b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(ウ) 別表6の2（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

- a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。
- b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(エ) 第2志望については、第1志望優先で合格者を決めた後、なおその学科等に欠員がある場合、第2志望で選抜を行う。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があって、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

エ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

ア 合格者の発表は、平成29年3月16日（木）午前10時30分から午後0時30分までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式G（66ページ））を交付する。

- イ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することはできない。
- (7) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。
- (8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示
11（43ページ）によること。

8 後期選抜（全日制・定時制共通）

(1) 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、後期選抜実施時に平成29年度の高等学校入学者選抜において公立高等学校に合格していないもの

(2) 実施高等学校及び募集人員等

高等学校長は、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜を実施した後、欠員のある学科について、後期選抜の要否について（様式E（64ページ））により平成29年3月14日（火）までに所管する教育委員会に報告して指示を受けること。

後期選抜を行う高等学校にあつては、7（6）（40ページ）の合格者の発表と同時に、募集人員等を当該高等学校長が発表するものとする。また、後期選抜実施校及び募集人員については、7（6）（40ページ）の合格者の発表を行う各高等学校において、掲示するものとする。

(3) 出願の要領

ア 出願は4（1）（23ページ）によること。

イ 願書受付日

平成29年3月17日（金）午前9時から午後4時まで
3月21日（火） //

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

ウ 提出書類

7（4）ウ（38ページ）に準じる。

エ 志願者の手続

4（2）（23ページ）に準じる。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4（3）（24ページ）により、ウの書類を願書受付日に志願先高等学校長に提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがることはできない。

(イ) 第1志望第2順位を記入することはできない。「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

(ウ) 全日制普通科を志望する場合、別表4（53ページ）により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

(エ) その他の事項については、4（5）（24ページ）によること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 実施期日、教科及び時間割

平成29年3月23日（木）		
	時間	検査教科等
第1時限	9：30～10：20	国語・数学・英語
第2時限	※	面接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 検査会場、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(イ) 面接の内容は、高等学校長が定める。

(ウ) 受検に関する注意事項は、5 (5) ア(エ) (27ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

イ 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定及び学力検査の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。

(イ) 学力検査の配点は、各教科30点の合計90点とする。

ウ 合格者の発表

平成29年3月27日(月)午後1時から午後3時まで(定時制(夜間)については午後4時から午後6時まで)の間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書(様式G(66ページ))を交付する。

(5) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。

(6) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(7) 高等学校長は、特別な事情により、定時制の後期選抜を受検できなかった者について、所管する教育委員会と協議して、入学を許可することができる。

9 通信制

(1) 実施高等学校及び募集人員

別表1(46ページ)に掲げる高等学校において実施する。なお、募集人員は、別に公示する高等学校第1学年募集定員による。

(2) 出願の要領

ア 願書受付日

平成29年3月24日(金)午前9時から午後4時まで

3月27日(月) //

3月28日(火) //

願書受付日に出願できなかった者で、志願先高等学校長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、特に出願を許可することがある。

イ 志願者は、志願先高等学校長の定めるところにより、次の書類を提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 報告書

入学願書、報告書は志願先高等学校から直接取り寄せること。なお、詳細についても、直接問い合わせること。

(3) 入学者の選抜

学力検査は、実施しない。高等学校長は、必要に応じて面接を実施し、報告書等に基づいて選抜を行い、入学者を決定するものとする。

(4) 合格者の発表

合格者については、当該高等学校長から志願者本人あてに通知するものとする。

10 合格者発表後の処理

(1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、

平成29年4月13日（木）までに入学先高等学校長あて送付すること。（各課程別、本校・分校別とすること。）

(2) 過年度卒業者についても(1)と同様に取り扱うこと。

この場合において、一度高等学校に入学した者が退学して新たに他の高等学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。

ア 指導要録 新たに抄本又は写しを作成し、入学先高等学校長へ送付する。

イ 健康診断票及び歯の検査票 退学した高等学校の校長あてに、両票を入学先高等学校長へ転送するよう、文書で依頼する。

11 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）

京都府個人情報保護条例に基づく簡易開示制度及び京都市立高等学校における学力検査得点の簡易開示に関する取扱要綱により、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示を行う。

(1) 開示請求できる者

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）受検者本人に限る。

(2) 開示の内容

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）における各教科別得点及び合計点

(3) 開示の期間

ア 前期選抜、特別入学者選抜

平成29年2月22日（水）から3月21日（火）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、中期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成29年3月7日（火））を除く。）

イ 中期選抜

平成29年3月16日（木）から4月14日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、後期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成29年3月23日（木））を除く。）

(4) 開示の時間

ア 全日制・定時制（昼間）

午前9時から午後4時まで（ただし、(3)アの開示について、2月22日（水）は合格発表開始後から午後4時までとし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

イ 定時制（夜間）京都府立高等学校

午後1時30分から午後7時30分まで（ただし、(3)アの開示について、2月22日（水）は合格発表開始後から午後7時30分までとし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

ウ 定時制（夜間）京都市立高等学校

午後2時から午後8時まで（ただし、(3)イの開示について、3月16日（木）は合格発表開始後から午後4時までとする。）

(5) 開示の場所

学力検査（追検査を含む。）を受検した高等学校（合格校と異なる場合は注意すること。）

(6) 開示請求の方法

開示の場所において、学力検査受検票及び中学校又は高等学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。

(7) その他

電話、はがき等による請求では開示できない。

12 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

次の各項目に該当する志願者は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第6号（以下「府通学区域規則施行規程」という。））（91ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（平成12年京都市教育委員会教育長告示第5号）（94ページ）に基づき、平成29年1月10日（火）から1月20日（金）まで（前期選抜、特別入学者選抜（海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜）に出願する者については、平成29年1月10日（火）から1月13日（金）まで。日曜日及び土曜日を除く。午前9時から午後5時まで。）に府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行うこと。

(1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

ア 対象者（未成年後見人に準じる者の範囲）

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるもの

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の保護者届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(2) 転居等により、住所の届出を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所が入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

(イ) 保護者が住所を入学日までに府内において変更する者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者が、当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者が、学区（府通学区域規則別表第1の1の表に規定する学区をいう。以下同じ。）を越えて住所を変更する場合

(ウ) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者の生活の本拠が、当該学科等の通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者の生活の本拠が、学区を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の住所に関する届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(3) 通学区域外就学のため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく困難な者

- (イ) その他教育上特別の事情がある者
- イ 提出書類
 - (ア) 通学区域外就学許可申請書
 - (イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料
- ウ 提出先
 - (ア) ア(ア)に該当する者は、志願先高等学校長
 - (イ) ア(イ)に該当する者は、府教育長又は市教育長
- (4) 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合
 - ア 対象者
 - (ア) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあつて、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校に通学することが著しく困難な者
 - (イ) その他特別の事情がある者
 - イ 提出書類
 - (ア) 府外居住者の（高等学校）就学許可申請書
 - (イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料
 - ウ 提出先
 - 府教育長又は市教育長
- (5) 受理書又は許可書の交付
 - ア 届出書を受理した場合は、受理書を交付するものとする。
 - イ 許可申請書を審査の結果、やむを得ない事情があると認めた場合は、許可書を交付するものとする。

別表 1

平成29年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、系統等名

1 京都府立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名 (分校名)	学科名、系統等名
山城	普通科、文理総合科
鴨沂	普通科
北稜	普通科
朱雀	普通科
洛東	普通科
鳥羽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、グローバル科
嵯峨野	普通科、京都こすもす科（自然科学系統、人間科学系統）
北嵯峨	普通科
北桑田	普通科、森林リサーチ科
桂	普通科、植物クリエイト科、園芸ビジネス科
洛西	普通科
桃山	普通科、自然科学科
東稜	普通科
洛水	普通科
京都すばる	会計科、企画科、ビジネス探求科、情報科学科
向陽	普通科
乙訓	普通科、スポーツ健康科学科
西乙訓	普通科
東宇治	普通科
菟道	普通科
城陽	普通科
西城陽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
京都八幡	普通科総合選択制
京都八幡(南)	介護福祉科、人間科学科
久御山	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
田辺	普通科、工学探究科、機械技術科、電気技術科、自動車科
木津	普通科、システム園芸科、情報企画科
南陽	普通科、サイエンスリサーチ科
亀岡	普通科、普通科（美術・工芸専攻）、数理科学科
園部	普通科、京都国際科
農芸	農業学科群
須知	普通科、食品科学科
綾部	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
綾部(東)	農業科、園芸科、農芸化学科
福知山	普通科、文理科学科
工業	機械プランニング科、生産システム科、電気エネルギー科、電子コミュニケーション科、情報システム科
大江	普通科総合選択制、ビジネス科学科
東舞鶴	普通科
西舞鶴	普通科、理数探究科
宮津	普通科、建築科
海洋	海洋学科群
加悦谷	普通科
峰山	普通科、産業工学科（機械系統）
峰山(弥栄)	農園芸科、家政科
網野	普通科、企画経営科

備考 1 京都府立農芸高等学校においては、農産バイオ科、環境緑地科（造園系統、農薬土木系統）を農業学科群とする。以下同じ。

2 京都府立海洋高等学校においては、海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科を海洋学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学科名、系統等名
洛 北	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
城 南 菱 創	普通科、教養科学科（人文・社会科学系統、自然科学系統）
南 丹	総合学科
久 美 浜	総合学科

(2) 定時制

ア 定時制（昼間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学 科 名
北桑田(美山)	農業科、家政科
福知山(三和)	農業科、家政科
宮 津(伊根)	普通科
網 野(間人)	普通科

イ 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学 科 名
綾 部（東）	普通科
東舞鶴(浮島)	普通科

ウ 単位制による定時制（昼間二部制）

高等学校名	学 科 名
清 明	普通科

エ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学 科 名
朱 雀	普通科
鳥 羽	普通科
桃 山	普通科、商業科

(3) 通信制

単位制による通信制

高等学校名	学 科 名
朱 雀	普通科
西 舞 鶴	普通科

2 京都市立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名	学 科 名
西 京	エンタープライジング科
銅駝美術工芸	美術工芸科
京都堀川音楽	音楽科
京 都 工 学 院	プロジェクト工学科（ものづくり分野系統、まちづくり分野系統）、 フロンティア理数科
堀 川	普通科、探究学科群
紫 野	普通科、アカデミア科
塔 南	普通科、教育みらい科

備考 京都市立堀川高等学校においては、人間探究科、自然探究科を探究学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学 科 名
日 吉 ケ 丘	普通科

(2) 定時制

ア 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名	学 科 名
西 京	普通科

イ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学 科 名
伏 見 工 業	工業技術科

別表2

平成29年度前期選抜を実施する高等学校名、学科名、系統等名

検査項目と選抜方式

検査項目	選抜方式		
	A方式	B方式	C方式
共通学力検査(国語・数学・英語)又は 高等学校が独自に作成する学力検査の中から合わせて5教科以内	必須		必須
報告書	必須	必須	必須
面接、作文(小論文)のいずれか1項目又は両方	必須	必須	必須
活動実績報告書	(注)選択	必須 (定時制を除く)	(注)選択
実技検査			必須

注 「選択」は、前期選抜を実施する高等学校長が必要の有無を定めることを表す。各学科等の検査項目については、高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項で確認すること。

※ 募集割合を方式等により分けている学科等については、それぞれの募集割合を「程度」とする。

※ A方式で異なる検査内容を定めている場合は、1型、2型に区分する。

1 全日制課程「普通科(スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻を除く。)」

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する 募集割合
京都市 ・乙訓	京都府立山城高等学校	普通科	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立鴨沂高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制]	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立北稜高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立朱雀高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立洛東高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立鳥羽高等学校	普通科	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立嵯峨野高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立北嵯峨高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立桂高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立洛西高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立桃山高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立東稜高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立洛水高等学校	普通科	A方式	15%
B方式			15%	
京都府立向陽高等学校	普通科	A方式	15%	
		B方式	15%	
京都府立乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	
京都府立西乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	
京都市立堀川高等学校	普通科	A方式	30%	
京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科 [単位制]	A方式	20%	
		B方式	10%	
京都市立紫野高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	
京都市立塔南高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
山城	京都府立東宇治高等学校 〈英語探究〉	普通科	A方式1型	10%
	京都府立東宇治高等学校 〈文理探究〉		A方式2型	10%
	京都府立菟道高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立城南菱創高等学校	普通科 [単位制]	A方式	50%
	京都府立城陽高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立西城陽高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立京都八幡高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立久御山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立田辺高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
京都府立木津高等学校	普通科	A方式	20%	
京都府立南陽高等学校	普通科	A方式	20%	
口丹	京都府立北桑田高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立亀岡高等学校	普通科	A方式1型	10%
			A方式2型	10%
	京都府立園部高等学校	普通科	A方式	20%
京都府立須知高等学校	普通科	A方式	10%	
		B方式	10%	
中丹	京都府立綾部高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立福知山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立大江高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立東舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立西舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
丹後	京都府立宮津高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立加悦谷高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
	京都府立峰山高等学校	普通科	A方式	10%
			B方式	10%
京都府立網野高等学校	普通科	A方式	20%	

備考 口丹・中丹・丹後通学圏の普通科の前期選抜では、口丹・中丹・丹後通学圏のどの通学圏からも志願することができる。

2 全日制課程「普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制] (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立鳥羽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立西城陽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立久御山高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立亀岡高等学校	普通科 (美術・工芸専攻)	C方式	100%
京都府立綾部高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%

3 全日制課程「専門学科」

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
農業に関する学科	京都府立桂高等学校	植物クリエイト科	A方式	70%
		園芸ビジネス科	A方式	70%
	京都府立木津高等学校	システム園芸科	A方式	70%
	京都府立北桑田高等学校	森林リサーチ科	A方式	70%
	京都府立農芸高等学校	農業学科群 (農産バイオ科、環境緑地科)	A方式	70%
	京都府立須知高等学校	食品科学科	A方式	70%
	京都府立綾部高等学校(東)	農業科	B方式	70%
園芸科		B方式	70%	
農芸化学科		B方式	70%	
京都府立峰山高等学校(弥栄)	農園芸科	A方式	50%	
工業に関する学科	京都市立京都工学院高等学校	プロジェクト工学科	A方式1型	60%
		(ものづくり分野系統、まちづくり分野系統)	A方式2型	10%
	京都府立田辺高等学校	工学探究科	A方式	70%
		機械技術科	A方式	70%
		電気技術科	A方式	70%
		自動車科	A方式	70%
	京都府立工業高等学校	機械プランニング科	A方式	50%
		生産システム科	A方式	50%
		電気エネルギー科	A方式	50%
		電子コミュニケーション科	A方式	50%
	情報システム科	A方式	50%	
京都府立宮津高等学校	建築科	A方式	50%	
京都府立峰山高等学校	産業工学科 (機械系統)	A方式	50%	
商業に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	会計科	A方式	60%
			B方式	10%
		企画科	A方式	60%
	B方式		10%	
		ビジネス探求科	A方式	60%
	B方式		10%	
京都府立木津高等学校	情報企画科	A方式	70%	
京都府立大江高等学校	ビジネス科学科	A方式	70%	
京都府立網野高等学校	企画経営科	A方式	70%	
水産に関する学科	京都府立海洋高等学校	海洋学科群 (海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科)	A方式	70%
家庭に関する学科	京都府立峰山高等学校(弥栄)	家政科	A方式	50%
情報に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	情報科学科	A方式	60%
			B方式	10%
福祉に関する学科	京都府立京都八幡高等学校(南)	介護福祉科	A方式	100%

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
体育に関する学科	京都府立乙訓高等学校	スポーツ健康科学科	C方式	100%
音楽に関する学科	京都市立京都堀川音楽高等学校	音楽科	C方式	100%
美術に関する学科	京都市立銅駝美術工芸高等学校	美術工芸科	C方式	100%
その他の専門学科	京都府立山城高等学校	文理総合科	A方式	100%
	京都府立鳥羽高等学校	グローバル科	A方式	100%
	京都府立嵯峨野高等学校	京都こすもす科 (自然科学系統、人間科学系統)	A方式	100%
	京都府立桃山高等学校	自然科学科	A方式	100%
	京都市立紫野高等学校	アカデミア科	A方式	100%
	京都市立堀川高等学校	探究学科群 (人間探究科・自然探究科)	A方式	100%
	京都市立西京高等学校	エンタープライジング科	A方式1型 A方式2型	90% 10%
	京都市立塔南高等学校	教育みらい科	A方式	100%
	京都市立京都工学院高等学校	フロンティア理数科	A方式	100%
	京都府立城南菱創高等学校	教養科学科〔単位制〕 (人文・社会科学系統、自然科学系統)	A方式	100%
	京都府立京都八幡高等学校(南)	人間科学科	A方式	100%
	京都府立南陽高等学校	サイエンスリサーチ科	A方式	100%
	京都府立亀岡高等学校	数理科	A方式	70%
	京都府立園部高等学校	京都国際科	A方式	70%
	京都府立福知山高等学校	文理科学科	A方式	100%
京都府立西舞鶴高等学校	理数探究科	A方式	100%	

4 全日制課程「総合学科」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立南丹高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式1型	45%
		A方式2型	10%
		B方式	15%
京都府立久美浜高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式	30%

5 定時制課程（昼間）「専門学科」

高等学校名（分校名）	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立北桑田高等学校(美山)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%
京都府立福知山高等学校(三和)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%

別表 3

平成29年度前期選抜において追検査を実施する高等学校名、学科名、系統等名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名、系統等名
京都府立山城高等学校	全日制	文理総合科
京都府立洛北高等学校	単位制による全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）、 グローバル科
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科 （自然科学系統、人間科学系統）
京都府立桃山高等学校	全日制	自然科学科
京都府立乙訓高等学校	全日制	スポーツ健康科学科
京都市立西京高等学校	全日制	エンタープライジング科
京都市立銅駝美術工芸高等学校	全日制	美術工芸科
京都市立京都工学院高等学校	全日制	フロンティア理数科
京都市立堀川高等学校	全日制	探究学科群 （人間探究科・自然探究科）
京都市立紫野高等学校	全日制	アカデミア科
京都市立塔南高等学校	全日制	教育みらい科
京都府立城南菱創高等学校	単位制による全日制	教養科学科 （人文・社会科学系統、自然科学系統）
京都府立西城陽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立京都八幡高等学校（南）	全日制	介護福祉科、人間科学科
京都府立久御山高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立南陽高等学校	全日制	サイエンスリサーチ科
京都府立亀岡高等学校	全日制	普通科（美術・工芸専攻）
京都府立綾部高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立福知山高等学校	全日制	文理科学科
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	理数探究科